



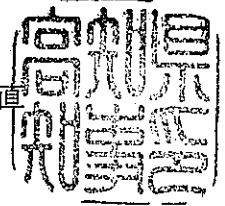
24高都計第499号

高知県屋外広告物審議会長 様

高知県屋外広告物条例第50条第2項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

平成25年2月26日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 自動車専用道路における禁止地域等の指定の追加について
 - ・都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域で、香南のいちインターチェンジから香南やすインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
- 2 自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について
 - ・都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、香南のいちインターチェンジから香南やすインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）